

答 申 第 487号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定のうち、別表に掲げる「開示すべき情報」の部分を非開示とした決定は妥当でないもので開示すべきであるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年11月 7日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の本人である児童（以下「本件児童」という。）の法定代理人（親権者）として、本件児童の児童記録の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年11月14日、実施機関は、条例第24条第 2項の規定により、個人情報開示決定等の期間を延長することを決定し、審査請求人に個人情報開示決定等期間延長通知書を送付した。
- 3 同年12月16日、本件開示請求に対して、本件児童に係る児童記録（平成〇年〇月から平成〇年〇月まで）（以下「本件児童記録」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - ・ 条例第20条第 1項第 2号に該当
請求者の子に関する情報については、開示請求者に開示することが当該児童の利益に反すると認められる部分があるため。
 - ・ 条例第20条第 1項第 3号に該当
開示請求者以外の者の個人情報については、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれのある情報があるため。
 - ・ 条例第20条第 1項第 7号に該当
児童相談所の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関等とやりとりした情報については、これを開示することにより、事務の性質上、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- 4 平成29年 3月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第20条第 1項第 2号に該当しないこと

本件は、本件児童の母（以下「母」という。）の虐待について審査請求人が児童相談所に相談し、本件児童が保護された事案である。本件児童は、父親である審査請求人を慕っており、審査請求人には虐待の疑いがある行為もなく、本件児童が審査請求人に知られたくない事実はない。本件児童は適切な監護を受けるために、家庭内、児童相談所であったことをすべて伝えることを望んでいる。よって、本件児童と審査請求人の利害は一致しており利益に反することはない。

(2) 条例第20条第 1項第 3号に該当しないこと

ア 母と子の面会内容及び児童相談所職員と母との面談内容について、非開示部分に監護者指定の手続きにおいて、母と本件児童の手紙のやり取りや、児童相談所職員との会話内容を裁判所に回答した事実も含まれると推察される。母の事実認識や事実を説明したにすぎない内容も含まれ、その点は知られたくない事実とは言えない。

イ 児童相談所職員と子の面談内容について、監護者指定の手続きにおいて、家庭裁判所調査官が児童相談所職員から聴取した事実関係を報告書として提出しており、既に明らかになっている。

ウ 児童相談所にいる他の児童の氏名ややり取り等について、氏名が非開示であれば、やり取りを開示しても個人は特定されない。児童相談所での生活の多くは、他の児童との関わりであり、その生活状況を審査請求人が知るために開示されるべきである。

(3) 条例第20条第 1項第 7号に該当しないこと

本項の「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、おそれの程度

も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。審査請求人が児童相談所職員と面談した際に伝えられたことや、監護者指定の手続きで家庭裁判所調査官の報告書や当事者の尋問で明らかになっている事実もあり、すべてが非開示にされるべきものではない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく個人情報の開示に関する基本的な考え方

(1) 児童相談所は、法に定める原理の下、同法第12条第 2項に基づく業務を行っており、その業務において取得・保有された個人情報の開示については、「子どもの最善の利益が優先して考慮」（同法第 2条第 1項）され、判断されるべきものとして認識している。

(2) 審査請求人が開示請求した「児童記録」の記載事項は、児童本人の氏名、生年月日、住所、保護者氏名などを基本とし、そこに記載された具体的な支援内容についても、児童の健康状態、家庭状況、発達検査の記録、個別の支援方針等、個々の児童の詳細な情報が記載されている。このような文書の性格に鑑み、個々の個人情報の開示・非開示について以下のように判断を行った。

(3) 条例第20条第 1項第 2号該当性について

条例第 18 条第 2 項の規定に基づく未成年者の法定代理人である親権者の開示請求権については、あくまで未成年者である子の利益を実現する手段として設けられているものであり、親権者と子であっても、その人格はそれぞれ別個であることから、子は親権者に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているものと解される。本件児童が自身の考えや健康状態を児童相談所職員に話した内容等のプライバシー情報については、本件児童の内心に関する情報である。これらは秘匿性の高い内面的、身体的な状態を示すものであり、極めて私的な情報であることから、親権者である審査請求人に対しても知られたくない情報である。よってこれらの情報を開示することは本件児童の利益に反することから、本号に該当する。

(4) 条例第20条第 1項 第 3号該当性について

ア 母に係る情報については、父が本件児童の代理請求を行っていること

に鑑みるに、審査請求人及び母が本件児童の監護者指定の審判を申し立て、争っている状況においては、「開示請求者と開示請求者以外の者の関係において、開示請求者以外の者が開示請求者に知られたくないことに正当な理由（略）がある」ものと、個別、具体的に判断されるものである。

イ 審査請求人は、児童相談所にいる他の児童氏名以外は、開示されるべきであると主張する。しかしながら、一般論として児童相談所に保護されている児童は「安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」（同法第33条第2項）、一時保護されていることに鑑みるに、児童相談所に保護されていること自体が、知られたくない情報であるといえる。

当該情報が開示された場合、本件児童の発言等により、なお、一時保護された児童の人格や財産に関する権利利益を侵害するおそれがある。

(5) 条例第20条第1項第7号該当性について

児童相談所の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関等とのやりとりした情報については、これを開示することにより、事務の性質上、本件児童のみならず、児童相談所の利用者及び関係機関との間における信頼関係を前提とした相談支援業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす具体的なおそれがある。

第5 審議会の判断

1 争点

審査請求人が開示を求めている保有個人情報が条例第20条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、

本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件児童記録について

(1) 児童相談所では、受け付けた相談について児童福祉司その他の児童相談所職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童に最適な援助を行っている。

(2) 本件児童に対する相談援助活動においても、当該相談援助活動の適正な遂行のため児童記録を備え、本件児童に対して行った面接の内容、本件児童の生活、行動、本件児童に関する評価等の必要な事項を記録しているものである。

(3) 当審議会が見分したところ、本件児童記録は、実施機関の職員が相談援助活動に用いるために、本件児童の生活の様子や支援の内容を記録した、援助に関する決裁票、経過一覧、児童相談受付票（受理会議資料）等の文書が収録された記録であることが認められる。

4 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第1項第2号該当性

本号は、本人の権利利益を保護するため、代理人による開示請求がなされた場合において、本人と代理人との利益が相反する場合は非開示とすることを定めたものである。

実施機関は、経過一覧、一時保護中の生活に関する記録には、本件児童が自身の考えや健康状態を児童相談所職員に話した内容等（以下「本件非開示情報①」という。）が含まれており、本件児童の内心に係る秘匿性の

高い私的な情報であるため条例第20条第 1項第 2号に該当すると主張しているので、本件非開示情報①が本号に該当するか判断する。

ア 本件非開示情報①には、本件児童が自身の考えや健康状態を実施機関の職員に話した内容等が含まれている。

イ 本件児童が抱く感情や考えについての記載は、本件児童の内心に係る秘匿性の高い情報であり、親権者である審査請求人にも知られたくない情報であると言え、本件児童の内心が保護される利益と、審査請求人の利益は相反していると認められる。

ウ よって本件非開示情報①は条例第 20 条第 1 項第 2 号に該当する。

(2) 条例第20条第 1項第 3号該当性

本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあつては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

実施機関は、母に係る情報及び児童相談所に一時保護されている児童に係る情報について、条例第20条第 1項第 3号に該当すると主張しているので、非開示情報の内容ごとに次のように分類し、本号に該当するか判断する。

ア 児童相談所と母とのやり取り等（以下「本件非開示情報②」という。）

(ア) 本件非開示情報②には、実施機関や本件児童と母とのやり取り等の情報や、母の本件児童に対する感情や内心に関する情報が含まれている。

(イ) 本件処分当時、審査請求人と母が本件児童の監護者指定の審判を申し立て、係争中であったことに鑑みるに、これらの情報を開示することにより、当該争いにおいて母が不利になる情報を審査請求人に知らしめることとなる可能性も否定できないことから、母の正当な権利利益を侵害するおそれがあったと認められる。

(ウ) また、実施機関が「母のことは父に言わない、父のことは母に言わない」との対応方針を母及び審査請求人に伝え、了承を得ていること

から、母側には、母とのやり取りに係る情報は審査請求人に対して開示されないという期待があり、開示することにより母の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(エ) よって本件非開示情報②は条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当する。

イ 本件児童以外の入所児童の情報（以下「本件非開示情報③」という。）

(ア) 本件非開示情報③には、本件児童以外の入所児童の氏名及び顔写真が含まれる。

(イ) 実施機関は、第 4 1 (4)イの主張のほか、保護者に措置先を秘匿にしている児童もあり、措置先が明らかになるとことにより、虐待を受けていた児童の保護者が措置先へ押しかけ、当該児童に危害を加える等の事態が考えられることから、当該児童の権利利益を侵害するおそれがある旨を主張している。

(ウ) 氏名及び顔写真は特定の個人を識別しうる情報であると言え、これらの情報を開示することにより、本件児童以外の児童が特定されうることから、(イ)に掲げる実施機関が主張するおそれがあると認められる。

(エ) よって本件非開示情報③については、条例第20条第 1項第 3号に該当する。

(3) 条例第20条第 1項第 7号該当性

本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非開示情報を定めたものである。

実施機関は、次の情報が、児童相談所の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関等とのやりとりした情報（以下、これらを「本件非開示情報④」という。）にあたり、条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張するため、本件非開示情報④が本号に該当するか判断する。

相談援助活動に係る 児童相談所の評価、 判断、方針等の情報 （以下「評価等情 報」という。）	・ 援助に関する決裁票 ・ 援助指針決裁書（平成○年○月○日） ・ 児童相談受付票（受理会議資料） ・ 電話相談等記録票 ・ 経過一覧
--	---

	・一時保護決裁書 ・心理判定書 ・一時保護検討のためのリスクアセスメント ・ケース概要資料 ・西部児童相談所への一時保護所利用依頼 ・一時保護児童行動観察票 ・援助方針 ・家庭支援のためのチェックリスト ・問題行動質問用紙 ・一時保護所入所面接受付票 ・一時保護中の生活に関する記録
関係機関から聞き取り等によって収集した情報（以下「関係機関聞き取り情報」という。）	・援助指針決裁書 ・児童相談受付票（受理会議資料） ・電話相談等記録票 ・相談申込書 ・学校及び幼稚園からの聞き取りシート ・電話相談等記録票 ・経過一覧 ・児童通告書 ・ケース概要資料、児童福祉施設入所等（委託一時保護含む） ・関係書類引継書 ・要保護児童の通告に基づく措置結果通知書 ・援助方針会議資料 ・児童養護施設〇〇〇〇から児童福祉司あてFAX ・受給廃止届
戸籍照会情報	・戸籍附票の送付依頼 ・依頼により取得した戸籍謄本 ・経過一覧（111項、113項）戸籍照会を行った旨の記載部分

ア 評価等情報

(ア) 評価等情報は、本件児童の児童相談所における相談援助活動に係る児童相談所の評価、判断、方針等の情報であり、方針決定に至る過程も併せて記載されている。

(イ) 実施機関によると、評価等情報を開示することにより、評価等の内容が本件児童の認識と異なっていた場合、本件児童等との信頼関係を損ない、本件児童等から苦情や不当な要求が繰り返されるおそれがあるほか、本件児童に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、今後の適正な相談援助活動が困難になるなど、本件児童に係る相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすことが考えられるとのことであったため、そのような観点から以下で検討する。

a 評価等情報は、実施機関が、相談援助活動の中で本件児童に対して被虐待の判断を行ったり、心理判定や知能レベルの判断を行ったりした過程や結果についての情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

b 評価等情報として非開示とされている情報のうち氏名や生年月日等の客観的事実の記載にすぎない情報については、開示しても本件児童等との信頼関係が損なわれることはなく、本件児童等から苦情や不当な要求等が繰り返されたり、実施機関の対応方針に対する予見を与えたりする可能性があるとは言えず、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

c しかしながら、上記 b以外の部分については、実施機関による、本件児童等についての評価や、実施機関の今後の対応方針及びその方針に至る決定過程を含めた情報が記載されており、その内容が本件児童等の意に沿わないものである可能性もあることから、これを開示することにより、本件児童等との信頼関係を損ない、評価等の内容に不満を持つ本件児童等から苦情や不当な要求等が繰り返される可能性もあり、そのことが相談援助活動の方針決定過程に不当な影響を及ぼし、相談援助活動が困難になるおそれがあるほか、実施機関の対応方針に対する予見を与え、本件児童等がそれを意識した言動等をとることも考えられ、正確な診断や公正な評価等が行えなくなるなど相談援助活動が困難になり、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

d よって、上記 b以外の部分については条例第20条第 1項第 7号に該当するが、上記 bの部分については該当すると認められないので、開示すべきである。

イ 関係機関聞き取り情報

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の 4によると、関係機関等は、児童相談所から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるときは、これを提供することができるとされている。

(イ) 当審議会の調査によると、児童相談所には、児童虐待等に関する調査が必要な場合においても、関係機関等から強制的に情報を収集するという権限はなく、児童福祉にかかる機関同士の相互信頼のもとにおいて連携し、任意で情報提供の協力を受けている。

(ウ) 法的な強制権限を持たない児童相談所が充実した調査及び審議を行うには、関係者等の任意の協力が不可欠であり、開示することによって、関係者等が委縮し、関係者等の協力が得られなくなる場合も考えうるところ、実施機関は、関係機関聞き取り情報を開示すると、関係機関との信頼関係を前提とした相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について検討する。

a 関係機関聞き取り情報は、実施機関が相談援助活動の遂行にあたり、関係機関との間で行った情報交換の内容であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

b 関係機関聞き取り情報には、実施機関がシステムから抽出した情報を記載したに過ぎないものや、実施機関が審査請求人に伝えている等により審査請求人が明らかに了知している情報や客観的な事実も含まれている。これらの情報については、開示することにより、本件児童等から関係機関に対し、問い合わせや苦情、不当な要望等が繰り返される可能性があるとは言えず、関係機関との信頼関係を損ない、相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

c しかしながら、上記 b 以外の部分については、本件児童等につい

て、関係機関から、児童相談所以外の者に明らかにしない前提で提供された情報であることから、本件児童の意思に沿わない事項が記載されていることもあり、これを開示することにより、本件児童等から関係機関に対し、問い合わせや苦情、不当な要望等が繰り返され、関係機関の業務にも支障をきたすおそれがあり、結果として児童相談所と関係機関の信頼関係を損ない、関係機関との連携を困難にするなど、本件だけでなく、今後の児童相談所の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (エ) よって、上記 b以外の部分については条例第20条第 1項第 7号に該当するが、上記 bの部分については該当すると認められないので、開示するべきである。

ウ 戸籍照会情報

- (ア) 戸籍法（昭和22年法律第 224号）第10条の 2第 2項によると、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ、この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない、とされている。

- (イ) また、厚生労働省の定める子ども虐待対応の手引き（最終改正平成25年 8月）（以下「手引き」という。）第 4章によると、「調査（安全確認）で把握・確認すべき事項」の中で「子どもと保護者の法的関係の把握」として「戸籍謄本の請求により、親権者、養子縁組等の法的関係を把握する」とされている。

- (ウ) 以上を踏まえ、戸籍照会情報について検討する。

- a 戸籍照会情報は、実施機関が相談援助活動の中で、本件児童の本籍地宛てに戸籍謄本の送付を依頼し、戸籍謄本を入手した情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。
- b 審議会が実施機関に確認したところ、戸籍照会情報は、開示することにより、相談援助活動に係る評価、判断、方針等を決定するにあたり、どのような調査を行っているかが明らかになり、相談援助活動が困難になるおそれがあると主張する。

c しかし、本件における戸籍の送付依頼は、戸籍法に定める方法により本件児童の本籍地宛てに請求し入手したものである。また、手引きによれば、戸籍謄本の請求を行うことで、子どもと保護者の法的関係を把握すべきとされている。調査手法としての戸籍の照会については、すでに明らかになっているものと言えることから、開示することにより、相談援助活動が困難になるおそれがあるとは認められない。

(エ) よって、戸籍照会情報については条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められないので、開示すべきである。

(4) 以上のことから、本件非開示情報のうち別表に掲げる情報以外の部分は条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められるが、別表に掲げる情報は、同号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年 4月 7日	諮問書の受理
5月10日	実施機関の弁明書の写しを受理
5月29日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 2年 8月21日 (第263回審議会)	調査審議
10月16日 (第266回審議会)	調査審議
12月25日 (第267回審議会)	調査審議
令和 3年 2月19日 (第269回審議会)	調査審議
3月12日 (第270回審議会)	方向づけ

4月23日 (第271回審議会)	答申案の検討
令和 4年 3月23日	答申

別表

対象文書	開示すべき情報
一時保護検討のためのリスクアセスメント	文書名、年月日、児童氏名、年齢、No.、記入者
心理判定書	・文書名、ケースNo.の欄、児童名の欄、児童の生年月日の欄 ・文書下部の日付・担当者氏名
一時保護児童行動観察票(学童用)	票の1行目の部分の全て
家庭支援のためのチェックリスト	文書名、児童氏名、No.、担当者名、チェック日
一時保護中の生活に関する記録	○月○日の非開示部分のうち1行目から3行目まで
西部児童相談所への一時保護所利用依頼	「一時保護の事由」の欄以外の部分
経過一覧	・平成○年○月○日の非開示部分のうち1行目から4行目まで ・平成○年○月○日の非開示部分全て
児童相談受付票（受理会議資料）	【住基確認】の部分
電話相談等記録票	【住基確認】の部分
児童福祉施設入所等（委託一時保護含む）関係書類引継書	文書名、施設名、区名、児童名、性別、生年月日、担当福祉司名
児童通告書	警察官職・氏名・印影、通告理由及び処遇意見以外の部分
要保護児童の通告に基づく措置結果通知書	全て
受給廃止届	全て
児童福祉法の措置を要する児童の戸籍謄本・戸籍附表の送付について（依頼）、戸籍謄本	全て